

道路交通法施行細則及び香川県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

香川県公安委員会委員長 上 枝 康

香川県公安委員会規則第11号

道路交通法施行細則及び香川県警察組織規則の一部を改正する規則
(道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 道路交通法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(申請による免許の条件の付与の手続)</p> <p>第46条の2 法第91条の2第1項の規定による免許の条件の付与の申請は、<u>運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター又は善通寺運転免許更新センター</u>に行わなければならない。ただし、法第101条第1項の規定により免許証の更新の申請を同時に行う場合は、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(条件解除の申出の手続)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 前項の規定による申出は、運転免許センター(眼鏡等の視力に係る条件の全部又は一部の解除の申出にあつては、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター又は善通寺運転免許更新センター)に、現に受けている免許に係る免許証を提示し、かつ、別記様式第37号の条件解除申出書を提出して行わなければならない。ただし、法第101条第1項の規定により免許証の更新の申請をしている場合は、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(免許証の再交付の申請の手続)</p> <p>第51条 法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請は、<u>運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター又は善通寺運転免許更新センター</u>(仮運転免許証の再交付の申請にあつては、<u>運転免許センター</u>)に行わなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(申請による免許の条件の付与の手続)</p> <p>第46条の2 法第91条の2第1項の規定による免許の条件の付与の申請は、<u>運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター又は小豆運転免許更新センター</u>に行わなければならない。ただし、法第101条第1項の規定により免許証の更新の申請を同時に行う場合は、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(条件解除の申出の手続)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 前項の規定による申出は、<u>運転免許センター又は善通寺運転免許更新センター</u>(眼鏡等の視力に係る条件の全部又は一部の解除の申出にあつては、<u>運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター又は善通寺運転免許更新センター</u>)に、現に受けている免許に係る免許証を提示し、かつ、別記様式第37号の条件解除申出書を提出して行わなければならない。ただし、法第101条第1項の規定により免許証の更新の申請をしている場合は、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(免許証の再交付の申請の手続)</p> <p>第51条 法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請は、<u>運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター又は小豆運転免許更新センター</u>(仮運転免許証の再交付の申請にあつては、<u>運転免許センター</u>)に行わなければならない。</p> <p>2 略</p>

(免許証の更新の申請の手続)

第70条 略

2 前項の規定にかかわらず、新たに自動車の運転に支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害を生じた者及び四肢又は体幹の障害のため法第91条の規定により条件を付されている者でその障害の程度に変更が生じたことにより当該条件の変更を求めるものに係る同項の申請書の提出は、運転免許センターに行わなければならない。

3 略

(運転経歴証明書の交付申請の手続)

第77条の2 施行規則第30条の10第1項の規定による運転経歴証明書交付申請書の提出は、別記様式第46号の運転経歴証明書交付(再交付)申請書により、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター又は善通寺運転免許更新センターに行わなければならない。ただし、前条第1項の申請書の提出と同時に行う運転経歴証明書交付申請書の提出については、県内の警察署長を経由して行うことができる。

2 施行規則第30条の10第2項の公安委員会規則で定める場合は、前項の申請書の提出(法第105条第2項において読み替えて準用する法第104条の4第5項の規定により申請する者が行うものを除く。)を運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター又は善通寺運転免許更新センターに提出(三豊警察署長又は観音寺警察署長を経由して提出する場合を含む。)する場合とする。

(運転経歴証明書の再交付の申請の手続)

第77条の4 施行規則第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書再交付申請書の提出は、別記様式第46号の運転経歴証明書交付(再交付)申請書により、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター又は善通寺運転免許更新センターに行わなければならない。

2 略

(香川県警察組織規則の一部改正)

第2条 香川県警察組織規則(平成12年香川県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(免許証の更新の申請の手続)

第70条 略

2 前項の規定にかかわらず、新たに自動車の運転に支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害を生じた者及び四肢又は体幹の障害のため法第91条の規定により条件を付されている者でその障害の程度に変更が生じたことにより当該条件の変更を求めるものに係る同項の申請書の提出は、運転免許センター又は善通寺運転免許更新センターに行わなければならない。

3 略

(運転経歴証明書の交付申請の手続)

第77条の2 施行規則第30条の10第1項の規定による運転経歴証明書交付申請書の提出は、別記様式第46号の運転経歴証明書交付(再交付)申請書により、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター又は小豆運転免許更新センターに行わなければならない。ただし、前条第1項の申請書の提出と同時に行う運転経歴証明書交付申請書の提出については、善通寺運転免許更新センター長又は県内の警察署長のいずれかを経由して行うことができる。

2 施行規則第30条の10第2項の公安委員会規則で定める場合は、前項の申請書の提出(法第105条第2項において読み替えて準用する法第104条の4第5項の規定により申請する者が行うものを除く。)を運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター又は小豆運転免許更新センターに提出(善通寺運転免許更新センター長、三豊警察署長又は観音寺警察署長を経由して提出する場合を含む。)する場合とする。

(運転経歴証明書の再交付の申請の手続)

第77条の4 施行規則第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書再交付申請書の提出は、別記様式第46号の運転経歴証明書交付(再交付)申請書により、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター又は小豆運転免許更新センターに行わなければならない。

2 略

改正後	改正前
<p>(運転免許課)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 東かがわ運転免許更新センター、<u>小豆運転免許更新センター及び善通寺運転免許更新センター</u>においては、第1項第2号(運転免許試験に係るものを除く。)、第4号(更新時講習に限る。)<u>及び第6号に掲げる事務並びに運転免許証の返納及び提出に係る事務及び申請による運転免許の取消しに係る事務を処理する。</u></p>	<p>(運転免許課)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 東かがわ運転免許更新センター<u>及び小豆運転免許更新センター</u>においては、第1項第2号(運転免許試験に係るものを除く。)、第4号(更新時講習に限る。)<u>及び第6号に掲げる事務並びに運転免許証の返納及び提出に係る事務及び申請による運転免許の取消しに係る事務を処理する。</u></p> <p>4 <u>善通寺運転免許更新センターにおいては、第1項第2号(運転免許試験及び運転免許証の再交付に係るものを除く。)、第4号(更新時講習(道路交通法第92条の2第1項の表の備考1の4に規定する違反運転者等に対するものを除く。))に限る。)</u>及び第6号に掲げる事務並びに<u>運転免許証の返納及び提出に係る事務及び申請による運転免許の取消しに係る事務を処理する。</u></p>

附 則

この規則は、令和7年2月3日から施行する。